29　政令附則第十一条第十一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　購入により取得した設備　次に掲げる金額の合計額

イ　当該設備の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該設備の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ　当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の額

二　購入以外の方法により取得した設備　次に掲げる金額の合計額

イ　その取得の時における当該設備の取得のために通常要する価額

ロ　当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の額

附則第六条第三十二項を削り、同条第三十三項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項中「附則第十一条第二十二項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十八項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第十六項」に改め、同項第二号中「、列車の運行本数の増加」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十項中「附則第十一条第二十五項第二号」を「附則第十一条第十八項第二号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十一項中「附則第十一条第二十五項第三号」を「附則第十一条第十八項第三号」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十二項中「附則第十一条第二十六項」を「附則第十一条第十九項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十四項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十一項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十五項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十一項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十八項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十九項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第五十項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同項の次に次の二項を加える。

49　政令附則第十一条第三十項に規定する総務省令で定める要件は、輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係る港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）の規模が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものであることとする。

一　岸壁の長さが三百三十メートル以上であり、かつ、当該岸壁の前面の泊地の水深が十四メートル以上である場合　岸壁及びコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設（その附属施設を含む。）の敷地面積の合計が十一万五千五百平方メートル以上であること。

二　岸壁の長さが三百メートル以上であり、かつ、当該岸壁の前面の泊地の水深が十三メートル以上である場合　岸壁及びコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設（その附属施設を含む。）の敷地面積の合計が九万平方メートル以上であること。

50　政令附則第十一条第三十項第四号に規定するコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための上屋とする。

附則第六条第五十三項中「附則第十一条第三十八項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十二項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第四十項」を「附則第十一条第三十四項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十六項中「附則第十一条第四十二項第二号」を「附則第十一条第三十六項第二号」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十八項中「附則第十一条第四十一項」を「附則第十一条第三十五項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十九項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第三十七項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十一項中「附則第十一条第四十四項第一号」を「同条第三十六項第一号」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条に次の四項を加える。

59　法附則第十五条第三十五項に規定する機械類で総務省令で定めるものは、熱電併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る。以下この項において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのもののうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以上となる場合のこれらのもの（発電出力が十キロワット未満のものにあつては、当該合計値が八十パーセント以上となる場合のこれらのものとする。）に限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。）とする。

60　法附則第十五条第三十六項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条に規定する特定鉄道等施設に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

61　法附則第十五条第三十六項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、停車場建物附属設備、停車場設備、橋りょう、高架橋又はトンネルのうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたものとする。

62　法附則第十五条第三十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

附則第七条の二を削る。

第十六号の五様式記載要領2中「、第34号の2の3様式の申告書・修正申告書、第34号の2の4様式の申告書・修正申告書」を削る。

第十六号の九様式記載要領15中㋑の次に次のように加える。

㋒　ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（５ｔ超12ｔ以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除）……7

㋓　ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（12ｔ超かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除）……8

第五十五号の三様式の見出し及び第五十五号の四様式の見出し中「附則第二条の六」を「附則第二条の三」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の三の八を削る改正規定、第七条の二の二の改正規定、第九条の三を削り、第九条の二の三を第九条の三とする改正規定、第二十五条から第二十九条までの改正規定及び第三十一条を削り、第三十二条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とし、第三十四条を第三十三条とする改正規定並びに附則第三条の規定　平成二十六年一月一日

二　附則第六条に四項を加える改正規定（同条第六十二項に係る部分に限る。）　港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日